

型式認定のご案内(駆動補助機付自転車)

(1) 試験審査依頼にあたり必要な書類

- | | | |
|------------|-------------------|-------------------------|
| 1 諸元表 | 4 制作又は組み立て方法の概要 | 7 部品構成表及び各 부품の成績書(表1参照) |
| 2 外観図 | 5 品質管理の概要及び品質保証体制 | 8 改造防止対策書面 |
| 3 構造に関する図面 | 6 取扱に関する説明書 | |

表1 添付する成績書の部品項目

項目	部品名	項目	部品名	項目	部品名
車体・車両部	フレーム	駆動部・制御部	ギヤ	安全付属部	反射器
	前ホーク		クランク		警音器
	サドル		ペダル		前照灯
	ハブ		チェーン		錠
	後		フリーホイール		
	スポーク		ブレーキ		前
	リム				後
	タイヤ		ハンドル		
	チューブ		グリップ		
	操作部				

※成績書の書体が外国語の場合には、日本語に翻訳したものを添えて提出すること。
 ※印字は鮮明であり、不明瞭でないこと。
 ※基本的には、部品はJIS同等以上の性能であること。(参考資料 日本産業規格の性能試験等参照)
 (日本産業標準調査会(JISC)でのデータベース検索が可能で閲覧のみ出来ます。)
 ※バッテリー及び充電器に関しては、JIS D9115の5.18 5.19を参照してください。
 ※標記の型式認定は、公益財団法人日本交通管理技術協会様が運営しており、当協会は前述による検査受託機関です。
 ※このご案内は公益財団法人日本交通管理技術協会様が申請者にご案内している型式認定試験審査の提出書類内容に基づいております。また、当協会での検査時の注意点をまとめたものです。

(2) アシスト比率を測定する際の申告事項及び注意事項

- 1 申請事業者名
- 2 車両の型式名
- 3 前後の車輪径及び表示空気圧(MAX)
- 4 前後ギヤの歯数
- 5 変速機の有無(内装式の場合には内装比)
- 6 バッテリーの定格電圧

※シャシダイナモメータのローラの幅は750mmですが、有効幅は730mm程度の為、三輪車の場合にはご注意ください。
 ※シャシダイナモメータの設計指針は駆動補助機付自転車を用意しており、それを超えるものに関しては試験機の都合上測定出来ません。
 ※ハンガ軸は、スクエアタイプのコッタレス形であれば測定可能。それ以外のお客様で作成して頂く必要がございます。
 ※試験機への自転車の取付けは前輪で固定する為、前輪駆動方式のものは同型車両をもう一台ご用意して頂く必要がございます。なお、当検査所の前輪モータ固定治具で固定出来ない、又は測定出来ない場合には治具をお客様で作成、ご用意して頂きます。

(3) 普通自転車、検査項目の一例

構成及び性能の基準		確認事項																																
原動機	原動装置	電動機以外の原動機を備えていないこと																																
	駆動補助比率	10km/h未満の速度では、補助比率は「2」以下であること																																
		10km/h以上24km/h未満の速度では、補助比率は「 $2 - \{(走行速度 - 10) \div 7\}$ 」以下であること																																
	駆動補助の停止	24km/h以上の速では、補助力が加わらないこと																																
・基準値(駆動アシスト比率表) <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>速度(km/h)</th> <th>10</th><th>11</th><th>12</th><th>13</th><th>14</th><th>15</th><th>16</th><th>17</th><th>18</th><th>19</th><th>20</th><th>21</th><th>22</th><th>23</th><th>24</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基準値</td> <td>2.00</td><td>1.86</td><td>1.71</td><td>1.57</td><td>1.43</td><td>1.29</td><td>1.14</td><td>1.00</td><td>0.86</td><td>0.71</td><td>0.57</td><td>0.43</td><td>0.29</td><td>0.14</td><td>0</td> </tr> </tbody> </table>		速度(km/h)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	基準値	2.00	1.86	1.71	1.57	1.43	1.29	1.14	1.00	0.86	0.71	0.57	0.43	0.29	0.14	0	電動機使用か 高・低モードそれぞれの最高値は基準値以下か 0か
速度(km/h)	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24																			
基準値	2.00	1.86	1.71	1.57	1.43	1.29	1.14	1.00	0.86	0.71	0.57	0.43	0.29	0.14	0																			
駆動補助機構の改造	駆動補助力装置は容易に改造ができない構造であること		改造防止対策書面																															
駆動補助機能の動作等	時間応答性	駆動補助機能が円滑に働き、かつ、安全な運転の確保に支障が生じないこと	一般自転車と同様か																															
走行試験	自転車に試乗し、発進・加速・減速・停止を断続的に繰り返し、「安全性」「操作性」に問題はないかを確認する。		問題ないか																															

(4) シャシダイナモメータ料金

試験内容		料金		備考
計測項目	詳細	単価	単位	
アシスト比率計測	計測料金	60,000	モード	型式認定試験項目の計測
	追加計測	30,000	モード	上記に追加して計測する場合は、試料の取付・取外しを行わない
試験室使用料		100,000	日	
予約試験キャンセル	当日	100,000	日	100%
	1日～3日前	50,000	日	50%
	4日～6日前	30,000	日	30%

型式認定のご案内2(駆動補助機付自転車)

(1) 駆動補助機付普通自転車の型式認定依頼処理規程

駆動補助機付自転車である普通自転車

- ・車体の大きさ 長さ 1900mm以下 幅 600mm以下のもの
- ・前輪、後輪共に独立したブレーキ機構があるもの
- ・車輪は、2輪・3輪・4輪であること(側車はないこと)
- ・座席は一つ 等

※自転車が歩道を通行する際に歩行者の通行を妨げない大きさ

※原動機を用いて人の力を補う力

駆動補助装置(電動機からなる駆動部、制御部、及び電源部)

電源スイッチ

前照灯及びリフレクタ等を有していること

※電源スイッチ、人力及び車速の測定装置、電動機及びその駆動補助並びにそれらを結ぶ配線類は外部から容易に改造出来ない構造であること。

※電気制御システムは、異常なクランク回転出力信号及び駆動補助装置の誤作動を検知することができ、安全な運転の確保に支障が生じるおそれがある場合にあっては、自動的に作動する安全機構が組み込まれていること。

※走行時及び押し歩き時の抵抗

電源の入り・切りにかかわらず、ペダル回転抵抗は極力少ないもので、押し歩きが容易に可能であること。

三輪車の制動性能及び制動力

※三輪の自転車にあっては、左右の車輪が接地した状態で、急制動時にも自転車が旋回せず、左右の車輪のいずれかが接地していない状態においても、確実に制動すること。

※パーキングブレーキ(ハンドルストップ)等がついているものにあつては、両立スタンドを備えなくてもよい。